

随意契約理由書

件名	須磨(北落合)配水管新設・取替工事	
契約の相手方	沼田建設工業株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号	
随意契約の理由	<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和元年6月28日に入札中止となった工事である。</p> <p>本工事は経年化した水道管路を耐震管に更新するものであり、本工事が遅延することで、赤水による水質悪化や漏水による断水が発生するなど市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。加えて、本工事は落合中区配水池の根本配水管の耐震化事業も兼ねており、早期に着手する必要がある。</p> <p>そのため、随意契約の請負人について、土木一般工事登録業者で水道工事の実績がある市内事業者を対象に契約交渉を行ったが、技術者の手配ができない等の理由で合意には至らなかったものの、繰り返し交渉を行った結果、上記請負人と合意に至った。請負人について、須磨区に本社を持ち、迅速な人員及び資材の確保が期待できる。また、水道工事の実績も有しており、現場にも精通している。</p> <p>以上の理由から、上記請負人と随意契約することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局事業部配水課	(電話番号 322-5900)